

※ 本要領については、あくまで参考例であるため、適宜事業者の実情に応じて修正して使用すること。なお、(※赤字コメント)内は参考情報である。

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設 (※有害物質貯蔵指定施設の場合もある) に関する点検要領

制定日：令和 年 月 日

事業場名：

1. 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第 14 条第 5 項で定められている定期点検に関して本工場においては、以下の通り点検要領を定め、これに則り定期点検を実施する。

2. 対象施設について

ア 施設の名称

- ・〇〇工程施設

イ 施設の種類

- ・有害物質使用特定施設 (※有害物質貯蔵指定施設の場合もある)

ウ 扱う有害物質

- ・〇〇化合物 (※物質名を入れる)

3. 定期点検について

ア 点検の体制

- ・点検実施責任者…〇〇工場長
- ・点検実施者…〇〇工程の作業員

イ 点検の箇所・項目・頻度

- ・別表のとおり

4. 定期点検の記録と保存について

ア 点検の記録、異常等が確認された場合の詳細及び講じた措置を「点検記録表」に記録する。

- イ 点検の記録は、3年間保存（※異常等が確認された場合の点検記録表はなるべく長期保存することが望ましい）する。
- ウ 点検の記録は、〇〇課執務室内に保存する。

5. 定期点検の計画的な実施について

- ア 点検については、毎年度対象施設ごとに時期を定め、計画的に行う。

6. 日常点検の位置づけについて

- ア 日々の業務の中で目に見える範囲内で漏えい等に気がついた場合は、定期点検の際に異常等が確認された場合と同様の扱いとし、速やかに措置を講ずる。またその内容についても記録をし、3年間保存（※3年間以上が望ましい）する。

別表

箇所	方法	方法の詳細	頻度
施設本体	目視	① 施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ② 施設本体からの漏洩の有無	年1回
床面及び周囲	目視	① 床面のひび割れ・被覆の損傷 ② 防液堤のひび割れ	年1回
	目視	床下を目視点検	月1回
地下貯蔵施設	湛水試験	施設に水を張り、満水後24時間程放置後の水位（水位の変化が5mm以内）	年1回
接続する配管等（地上）	目視	① 配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ② 配管等からの漏洩の有無	年1回
接続する配管等（地下）	目視	① 配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ② 配管等からの漏洩の有無 ③ トレンチ内壁のひび割れ・被膜の損傷	年1回
接続する排水溝等	目視	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	年1回
使用の方法	担当者への聞き取り	① 管理要領からの逸脱がないか ② 作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下	年1回

		への浸透がないか	
排水口	水質検査	有害物質の検出の有無	年 1 回